

2025年9月3日  
東北経済産業局

## 令和7年9月2日からの大雨に伴う災害に関して 特別相談窓口を設置します

東北経済産業局では、令和7年9月2日からの大雨に伴う災害に関して、秋田県仙北市、北秋田郡上小阿仁村及び南秋田郡五城目町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、9月3日から被災中小企業・小規模事業者に対する特別相談窓口を設置します。なお、中小企業庁から令和7年9月2日からの大雨に伴う災害に関する被災中小企業・小規模事業者支援措置が発表されています。

### 1. 当局の特別相談窓口

東北経済産業局 産業部 中小企業課

住所：宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3階

電話：022-221-4922、FAX：022-215-9463

受付時間：平日9時00分～17時00分

設置期間：2025年9月3日(水曜日)から当分の間

### 2. その他の特別相談窓口

当局の他、以下の機関にも窓口が設置されています。詳しくは、経済産業省ホームページを御確認ください。

秋田県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構東北本部

### 3. 参考

令和7年9月2日からの大雨に伴う災害に関して被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います。詳細については別添中小企業庁プレスリリース及び参考資料を御確認ください。

(本発表資料のお問合せ先)

東北経済産業局産業部中小企業課長 酒井原 啓人

担当者：柴崎、兼子、宝木

電話：022-221-4922(直通)、FAX：022-215-9463

2025年9月3日



## 令和7年9月2日からの大雨に伴う災害に関して 被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います

経済産業省は、令和7年9月2日からの大雨に伴う災害に関して、秋田県仙北市、北秋田郡上小阿仁村及び南秋田郡五城目町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います。

### 1. 特別相談窓口の設置

秋田県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構東北本部並びに東北経済産業局に特別相談窓口を設置します。(参考資料1参照)

### 2. 災害復旧貸付等の実施

今般の大雨により被害・影響を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、秋田県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施します。

(参考資料2参照)

### 3. セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された秋田県仙北市、北秋田郡上小阿仁村及び南秋田郡五城目町において、今般の大雨の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。(参考資料3参照)

### 4. 既往債務の返済条件緩和等の対応

秋田県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

## 5. 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された秋田県仙北市、北秋田郡上小阿仁村及び南秋田郡五城目町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。(参考資料 4 参照)

### 関連資料

(参考資料 1) 令和 7 年 9 月 2 日からの大雨に伴う災害に関する特別相談窓口一覧

(参考資料 2) 日本政策金融公庫災害復旧貸付の概要

(参考資料 3) セーフティネット保証 4 号の概要

(参考資料 4) 小規模企業共済災害時貸付概要

(本発表資料のお問合せ先)

1. 及び 5. に関するお問合せ先

中小企業庁経営安定対策室長 太刀川

担当者: 矢野、鈴木、馬場

電話: 03-3501-1511 (内線 5251~3)

メール: bzl-keieiantei-toiwase★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

2. から 4. に関するお問合せ先

中小企業庁金融課長 橋本

担当者: 藤岡、山本、辺見

電話: 03-3501-1511 (内線 5271~5)

メール: bzl-contact-finance★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

## 令和7年9月2日からの大雨に伴う災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
秋田県	日本政策金融公庫	秋田支店	中小企業事業	018-832-5511
秋田県	日本政策金融公庫	秋田支店	国民生活事業	0570-005-597
秋田県	日本政策金融公庫	大館支店	国民生活事業	0570-005-626
秋田県	商工中金	秋田支店		018-833-8531
秋田県	秋田県信用保証協会			018-863-9015
秋田県	秋田商工会議所			018-863-4141
秋田県	能代商工会議所			0185-52-6341
秋田県	大館商工会議所			0186-43-3111
秋田県	横手商工会議所			0182-32-1170
秋田県	湯沢商工会議所			0183-73-6111
秋田県	大曲商工会議所			0187-62-1262
秋田県	秋田県商工会連合会			018-863-8491
秋田県	秋田県中小企業団体中央会			018-863-8701
秋田県	秋田県よろず支援拠点			018-860-5605
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
東北	中小機構 東北本部 企業支援部 企業支援課			022-716-1751
東北	東北経済産業局 産業部中小企業課			022-221-4922

## 1. 対象者

○災害により被害のあった中小企業・小規模事業者

## 2. 制度内容

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間 （うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	
金利（※3）	2.00%	2.05%

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（※3）いずれも令和7年9月1日現在、貸付期間5年の場合

# セーフティネット保証4号の概要

## 1. 制度概要

〃 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度。

## 2. 災害の指定基準

- （1）災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- （2）災害救助法が適用された災害及び地域

## 3. 対象中小企業者

- ・ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。  
（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

## 4. 内容

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象資金：経営安定資金</li> <li>② 保証割合：100%保証</li> <li>③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠） →</li> <li>④ 保証人：原則第三者保証人は不要</li> </ul> | } | <ul style="list-style-type: none"> <li>【一般保証限度額】</li> <li>普通保証 2億円以内</li> <li>無担保保証 8,000万円以内</li> <li>【別枠保証限度額】</li> <li>普通保証 2億円以内</li> <li>無担保保証 8,000万円以内</li> </ul> |
|---|---|--|

## 小規模企業共済災害時貸付の概要

### 1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

（※1） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

### 2. 貸付条件

- （1） 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- （2） 貸付利率：年0.9%（令和7年9月2日現在）
- （3） 貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月  
505万円以上 60ヵ月
- （4） 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- （5） 担保、保証人：不要
- （6） 借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

### 3. その他

以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2）

#### ①被災したことを証明する下記いずれかの証明書

- ・市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書
  - ・商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から確認を受けた被災証明願（所定様式）②
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分

かるもの)

③貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3ヵ月以内発行の原本）

④本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）

⑤収入印紙

（※2）借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。

**詳細は中小企業基盤整備機構共済相談室（050-5541-7171）までお問い合わせ下さい。**